

打ち合わせ確認欄		
総括監督員	主任監督員	監督員

契約後速やかに監督職員と協議を行うこと。

	課長	照合者
照合		

津和野町建築工事現場説明書

工事名		令和８年度プライベートコテージ宙辺改修工事			
査定番号		施行位置		鹿足郡津和野町枕瀬地内	
工事種別		一般建築工事		建設工事の種類 建築一式工事	
契約の方法及び条件	契約方法	一般競争入札		開札場所	津和野町役場本庁舎 第５・６会議室
	開札日時	令和８年８月21日 ９時より		質問期限	令和８年８月14日 17時
	入札保証金	免除		契約保証金	津和野町契約規則第２２条第１項の規定により請負代金額５００万円以上の契約については契約金額の１０／１００以上。ただし、落札者が同規則第２２条第２項の各号いずれかに該当する場合は免除する。
	前金払	40%		部分払	工事中２回以内
	最低制限価格	設ける		完成期日	令和９年３月19日
	その他の条件	(１) 郵便入札は認めない。 (２) 再度入札は２回まで。			
	現場説明	実施する			
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日	請負金額
	当初契約				円
	変更契約				円
	変更契約				円
	受注者住所・氏名				
監督職員	総括監督員		主任監督員		監督員
記事	本件は、津和野町契約規則等の定めるところにより執行する。 (注１) 建設リサイクル法対象の有無 無 (注２) 入札に参加しようとする者の間に別紙に示す資本関係又は人的関係がないこと。 (注３) 請負代金の額が500万円以上の工事においては、受注者は中間前金によるか又部分払によるかを契約締結時に選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。 (注４) 配置技術者について (１) 請負代金の額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。 (２) 入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって配置技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札書提出前であれば、入札辞退届を提出すること。また、入札書提出後であれば、配置技術者を配置できなくなった旨を届け出ること。 (３) 落札後において、配置技術者の重複等によって配置技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば契約を締結しないこともあり得ること。また、契約後であれば契約を解除することもあり得ること。 (注５) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の１１０分の１００に相当する金額とすること。この場合、１０％に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (注６) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。 (注７) 木部仕上については、可能な範囲で高津川流域材を使用すること。 (注８) 町道北斗台線法面緊急対策工事の施工に伴い、４ｔを超える車両の通行が困難な時期が生じることが見込まれます。				

- 1, 特許権等権利の対象となっている施工方法の指定 (第 8 条)
- 2, 監督職員を 2 人以上置く場合のそれぞれの監督員の有する権限内容 (第 9 条第 3 項)
- 3, 中等を超える品質を必要とする工事材料 (第 13 条第 1 項)
- 4, 監督員の検査を受けて使用すべき工事材料の指定 (第 13 条第 2 項)
- 5, 監督員の立会のうえ調査すべき工事材料の指定 (第 14 条第 1 項)
- 6, 調合について見本検査を受けるべき工事材料の指定 (第 14 条第 1 項)
- 7, 監督員の立会のうえ施工すべき工事の指定 (第 14 条第 2 項)
- 8, 見本又は工事写真等の記録を整備すべき工事材料の調合又は工事の施工 (第 14 条第 3 項)
- 9, 支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期 (第 15 条第 1 項)
不用となった支給材料又は貸与品の返還方法 (第 15 条第 9 項)
支給材料の使用方法 (第 15 条第 11 項)
- 10, 工事の施工上必要な用地で発注者が確保するものの指定 (第 16 条第 1 項)
- 11, 部分払いの対象とする工事材料及び工場製品の指定 (第 38 条第 1 項)
- 12, 部分引渡しを受ける部分の指定 (第 39 条第 1 項)
- 13, 火災保険その他の保険に付さなければならないもの (第 53 条第 1 項)

(別紙)

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

- ①資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ)親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ②人的関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合